令和５年度　事業計画

（令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで）

消費者庁による措置命令は令和２年度３３件、令和３年度４１件、令和４年度４１件、課徴金納付命令は令和２年度１５件、令和３年度１５件、令和４年度１７件、また、都道府県による措置命令は令和２年度８件、令和３年度４件、令和４年度６件と推移しているように、近年、景品表示法違反行為に対する厳正な法執行が続いている。

他方、公正競争規約は、各業界における商品・役務の特性や取引の実態に即し、かつ、他の関係法令による規制事項も踏まえて表示や景品類の提供を適正化するルールを当該業界が自ら定めたものであり、連合会の会員は、公正競争規約を運用することにより、不当表示や過大な景品類の提供を未然に防止し、一般消費者の利益を擁護・増進し、事業者間の公正な競争を確保している。

また、平成２６年に制定された「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（以下「管理指針」という。）において、「従来から景品表示法や景品表示法第３１条第１項の規定に基づく協定又は規約を遵守するために必要な措置を講じている事業者にとっては、本指針によって、新たに、特段の措置を講じることが求められるものではない。」とされているように、公正競争規約及びそれを運用する公正取引協議会の果たすべき役割は、近年、さらに重要性を増している。

連合会は、こうした状況を踏まえ、連合会及び公正競争規約に期待される機能を一層高めていくための事業活動に積極的に取り組むこととし、会員公正取引協議会と一体となって以下の事業を行うこととする。

1　公正競争規約制度の適正な運営への取組と関係行政機関との連携強化

公正競争規約の目的は一般消費者による自主的で合理的な商品・役務の選択及び事業者間の公正な競争を確保することにあることから、その達成のためには消費者行政を推進する消費者庁及び競争政策を運営する公正取引委員会による強力なバックアップが不可欠である。

とりわけ、公正競争規約は両行政機関の共同の認定によって成り立っているものであるから、両行政機関の幅広い連携の下に指導・支援をいただくよう強く要請するとともに、連合会においても景品表示法違反行為の未然防止、公正な競争の推進に向けての期待に応えることができるよう努めることとする。

また、平成２６年改正景品表示法により、都道府県知事の権限が強化されたことを踏まえ、都道府県に対し、公正競争規約制度の趣旨や公正取引協議会の役割等について、一層の理解を深めてもらえるよう努めることとする。

これらの実現のため、関係行政機関の参加を得て以下の会議等を開催し、景品表示法の執行状況や公正競争規約の運用状況などについての意見や情報の交換などを通じて相互

に緊密な連携を図り、消費者取引の適正化を推進することとする。

(1)　東京都において「全国公正取引協議会連絡会議」を開催するとともに、連絡等が希薄になりがちな地方都市においても「地方ブロック連絡会議」（６ブロック）を開催し、消費者庁、公正取引委員会、都道府県の担当者が一堂に会して幅広い意見・情報交換を行う。

(2)　会員と消費者庁等との間で意見交換会（オンライン）を開催し、会員の要望や公正競争規約運営上の問題点等を直接消費者庁等に伝えるとともに、公正競争規約運営上の課題等について意見交換を行う。

(3)　個々の会員の消費者庁等に対する要望、要請について、必要に応じ、連合会が随時、消費者庁等に伝達し、その考え方などを聴取する。

(4)　都道府県に対し、前記(1)の連絡会議の場や消費者庁を通じるなどにより、あるいは関係する都道府県に対して直接に、公正競争規約の理解を深めるよう同規約制度の趣旨等の説明を行うとともに、会員の要望を伝えるなど連携の強化を行う。

(5)　独立行政法人国民生活センターや消費生活センターからの求めに応じ、案件の処理等について必要な協力を行うとともに、公正競争規約制度の趣旨等を説明する。

２　会員に対する迅速、的確な情報提供

(1)　法令説明会の開催等

消費者庁等から関係法令、ガイドライン等の動向に関する情報を入手し、適時に法令説明会を開催する。

また、独占禁止法や下請法に関しても、会員及び会員の構成事業者を対象とした啓発資料の配布や情報の提供を行うとともに、必要に応じ説明会を開催し、違反行為の防止に努めることとする。

また、公正取引委員会の年次報告等の資料を会員に配布する。

(2)　会員同士の意見交換会・情報交換会の開催

会員が抱えている問題等の情報の共有化や解決の糸口を探るなどのため、会員同士の意見交換・情報交換会（オンライン）を開催する。

(3)　景品表示法セミナー

消費者庁の職員を講師に招き、会員、会員の構成事業者、非会員事業者等を対象として、景品表示法の概要及び運用状況に関するセミナーを開催し、景品表示法に係る最新の情報を提供し、景品表示法の正しい理解を求め、同法違反の未然防止に努める。ま

た、当該セミナーにおいて、パンフレットを配布するなどにより公正競争規約をピーアールし、非会員事業者に規約への参加、規約の設定を促す。セミナー受講者には、景品表示法の知識の習得に努めていることを明らかにするため、受講修了証明書を交付する。

(4)　景品表示法に係る研修会への講師派遣

会員又はその構成事業者が主催する景品表示法研修会に講師を派遣するほか、非会員事業者が主催する景品表示法研修会にも講師を派遣し、景品表示法や公正競争規約制度の普及・啓発を行う。

(5)　ウェブページ等を活用した情報の提供

連合会のウェブページを活用し、様々な情報を迅速に会員に提供する。

また、会員向けページに、消費者庁及び公正取引委員会の活動状況を取りまとめた「行政庁の動き」、連合会及び会員協議会の活動状況を取りまとめた「連合会の主な動き」を毎月掲載する。

(6)　会員からの照会に対する対応

会員から寄せられる景品表示法の解釈・運用、行政機関の動向等に関する照会について、必要に応じ、消費者庁等から情報を入手するなどして迅速に対応する。

3　景品表示法・公正競争規約制度の普及・啓発

(1)　景品表示法務検定の実施

消費者庁の後援を得て令和３年度から実施している「景品表示法務検定」事業（景品表示法の知識の習熟度に関する試験を行い合格者に合格証を交付する事業）を引き続き実施する。数多くの事業者が合格者を管理指針に規定する「表示等管理担当者」として社内で活用することにより、景品表示法違反行為の未然防止を徹底することが期待される。

(2)　景品表示法務検定合格者アンケート等

景品表示法務検定合格者に対し、表示等管理担当者への就任状況その他、具体的な資格の活用状況についてアンケート調査を行い、協力を得て体験談等をヒアリングする。これらで得られた情報を広報活動に利用し、また、会員に共有し構成事業者に周知させることにより、受験者の拡大を図る。

(3)　景品表示法関係法令集改訂版の販売

令和４年版「景品表示法関係法令集」を、１冊税込み３，３００円で販売する。

(4)　パンフレットの配布

「私達のくらしと公正競争規約」を、必要に応じ、会員、関係行政機関、消費者団体、一般消費者、独立行政法人国民生活センター、消費生活センター等に配布する。

(5)　広告の掲載

消費者団体の機関紙に、公正競争規約の意義、公正競争規約の種類、公正マーク・会員証等について広告を掲載する。

(6)　公正マーク等の普及

公正マーク・会員証の掲示、広告における会員事業者である旨の表記等を推進すべく消費者団体との意見交換会、試買検査会等一般消費者と接する機会を利用し積極的な周知活動を行う。

(7)　消費者団体との意見交換の開催、関係団体等との連携

消費者団体との意見交換会（オンライン）を東京都及び地方都市で開催する。

また、公益社団法人日本広告審査機構が開催する関係機関連絡会議に出席する。

4　公正競争規約遵守状況に関する調査

会員の運用する公正競争規約の遵守状況を把握し、その円滑な推進に資するため、会員が実施する、規約対象商品・役務に係る試買検査会等に参加し、表示の実態を把握する。

この結果、公正競争規約に照らし問題となるおそれのあるものについて、会員の構成事業者には会員が改善指導を行い、また、非会員には連合会と会員とが連名により改善要請等を行う。特に、非会員による不当表示については、消費者庁、都道府県に対して措置を求める等行政機関との連携を密にする。

5　公正競争規約・同規約運営等の課題に関する調査・研究等

(1)　会員の事業活動に関する指導等

会員の規約運営に関する事業活動の把握を行い、必要に応じ助言・指導等を行う。

(2)　調査・研究

公正競争規約の運用及び公正取引協議会の運営に関して会員に共通する課題・問題点の把握に努め、会員の要望等を踏まえ、必要に応じ、ワーキンググループを設置する等により、調査・研究を行うこととする。

6　公正競争規約への参加及び規約の設定・変更についての支援

会員と連携して、非会員に対し、公正競争規約への参加を呼び掛けるとともに、不当表

示等が見られる規約未設定分野の事業者団体等に対し、必要に応じ働きかけを行う。
また、公正競争規約未設定分野の事業者・事業者団体等からの規約設定に関する相談等に適切に対応するとともに、公正競争規約を新規設定する際の表示連絡会の開催を支援する。
また、会員が行う規約等の変更作業がスムーズに行われるよう消費者庁及び公正取引委員会に働きかける。
また、会員が他の会員の規約等の変更作業を参照できるよう、規約等の変更作業の状況についてアンケート調査を行い、その結果を会員に周知する。

7　景品表示法・公正競争規約に関する相談・苦情への対応

景品表示法・公正競争規約に関する会員の構成事業者、一般事業者、事業者団体、一般消費者等からの相談、照会、苦情等について、消費者庁及び会員等と連携し、適時・適切に対応する。

8　公正取引協議会役員等に対する表彰

会員及び会員の役職員について、「景品表示適正化功績者表彰」（内閣府特命担当大臣（消費者担当））の被表彰者として消費者庁に推挙を行う。